

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)について

住民課 内線325～327

制度の内容や保険料などに関し、ご質問の多い内容についてお知らせします。

●何か手続きが必要ですか？

…75歳以上の方と、65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり、「老人保健医療」の対象となっていた方は、自動的に新たな制度に移ります。特に必要な手続きはありません。

※生活保護を受けている方は該当しません。

※65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方の場合、ご本人の申請で制度を脱退することができます。

●負担が増えるのでしょうか？

…他の保険制度と重複して加入することはなく、今まで支払っていた国民健康保険料などがなくなり、その代わりに新しい制度のための保険料をご負担いただきます。

なお、所得がない方の場合、保険料の年額は1万2千円程度となり、一人あたりの額では、国民健康保険よりも低くなると想定されます。

●今までどおりの医療が受けられるのでしょうか？

…制度や保険証が変わっても、今までどおりの医療を受けることができ、医療費の自己負担割合についても、今までと変更はありません。

ただし、前年の所得（株式など分離課税所得も含まれます。）によって、毎年8月に負担割合の見直しが行われ、変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

●医療機関の窓口で何を提示すればいいですか？

…すでに、配達記録郵便でお送りした、長寿医療制度（印字は後期高齢者医療制度となっています。）の被保険者証をお使いください。

今まで医療機関などの窓口で提示していた国民健康保険や社会保険の被保険者証と、老人保健医療の受給者証は使えません。

なお、使えなくなった国民健康保険証や老人保健受給者証は町役場住民課へご返却いただくか、ご自分の責任のもとに破棄（ハサミで切るなどして捨ててください。）をお願いします。

●保険料の額と支払いの方法はどうなりますか？

…長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料の算定は、神奈川県内の全市町村によって設立された「神奈川県後期高齢者医療広域連合」が行い、所得割と均等割の2つの方法により決定されます。

なお、今まで社会保険などの被扶養者であった方に限っては、4月から9月まで保険料が免除され、10月から3月まで減額される措置があります。

お支払い方法は、原則として介護保険料と同じように年金からの天引きとなります。ただし、年金の額や種類、保険料の額によっては天引きされない場合があります。

※天引きの対象となる方には、4月から8月までの3回（半年）分の額を「仮徴収額決定通知書」により、お知らせしました。

※正式な保険料の決定は7月に行われ、決定額についてはあらためてお知らせします。